

## 愛媛大学社会共創学部 e-crip 利用に関する内規

令和元年7月26日  
制 定

### (趣旨)

第1条 この内規は、愛媛大学社会共創学部（以下「本学部」という。）における e-Crip 利用に関し、必要な事項について定めるものとする。

### (定義)

第2条 e-crip とは、本学部における学修ポートフォリオの作成及びディプロマ・サプリメント・ドキュメント (DSD) の作成をするシステム（以下「本システム」という。）のことをいう。

### (個人情報の利用目的)

第3条 本システムにより取得した個人情報は、次の各号に掲げる目的に限り、利用することができる。

- (1) 学生個人の主体的学修支援
- (2) 本学部の教育評価及び改善
- (3) その他本学部の管理運営業務及び法令に基づく情報提供

### (個人情報の取扱い)

第4条 本学部は、本システムにより取得した個人情報について、愛媛大学（以下「本学」という。）の定める「国立大学法人愛媛大学個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）」に基づき、適切に利用及び管理するものとする。

2 本学部は、本システムにより取得した個人情報について、本人の同意がない限り、個人が特定される形で公表しないものとする。ただし、個人識別情報を含まない統計情報等については、本学及び本学部における教育改善のための検討資料、本学の関連学会及び報告会、研究論文、報告書等で公表する場合がある。

3 本学部は、法令に定める場合を除き、本システムにより取得した個人情報について、本人の同意がない限り、第三者に提供しない。

4 本学部は、本システムから取得した個人情報の処理を外部に委託する場合、業務委託先に対し、漏えい、第三者への提供、不適切な共有等がないよう、個人情報の取扱いに関する契約を結ぶ等、適切な管理を行うものとする。

### (適用範囲)

第5条 この内規は、全ての教職員、学生等（以下「利用者」という。）が、公私を問わず、本システムを利用する場合に適用される。

### (基本原則)

第6条 本システムの利用者は、適用される法令、愛媛大学学則、個人情報保護方針、愛媛大学情報システム利用上のガイドライン及び次の各号に掲げる原則を遵守した上で本システムを利用し、本システムで公開する情報コンテンツに対して責任を負うものとする。なお、提供される情報コンテンツは、他の利用者と共有することが差し支えないものに限定し、人権、個人情報保護、知的財産権への配慮を行った上で共有するものとする。

- (1) 法令遵守

- ア 日本国の法令，本学の諸規則，海外においてはその国の法令，国際法等を遵守すること。
- (2) 人権尊重
- ア 基本的人権，肖像権，プライバシー権，著作権，商標権等，他者の権利や利益を侵害しないこと。
- (3) 他者敬意
- ア 誹謗中傷，差別的な内容，猥褻な内容，その他公序良俗に反する内容を発信しないこと。
- イ 他者の個人情報，肖像，プライバシー等に関わる内容は，本人又は関係者の同意を得た上で発信すること。
- (4) 正確な情報発信
- ア 自身や本学，本学部の名誉と信頼を損なうような虚偽の情報，不確かな情報，誤解を招く情報を発信しないこと。
- イ 思いつきの軽率な発信は控え，発信前に一度内容を確認すること。
- (5) 守秘義務
- ア 学生生活や職務において知り得た守秘義務を要する情報を発信しないこと。
- (6) プライバシーの保護
- ア 一度ネットワーク上に発信した情報は，完全に削除することができないことを認識すること。
- イ 各種サービスの利用目的に合わせ，適切なプライバシー設定をすること。
- ウ 使用端末のウィルス対策、ログイン名及びパスワードの管理を適切に行うこと。

(利用の開始)

第7条 本システムの利用開始の時点をもって，この内規に同意したものとみなす。

(違反行為)

第8条 この内規に反した行為を発見した場合は，調査の上，学内の規定に基づき措置を行う。

(事務)

第9条 本システムに関する事務は，教育学生支援部教育支援課社会共創学部チームが行う。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか，本システムの利用に関し必要な事項は，本学部での議を経て定める。

附 則

この内規は，令和元年7月26日から施行する。